資料2−1

議題２　森林環境税について（岡崎市・知立市提出）

市名	回答								
	質問1　2022.06.29国資料で想定の非課税・免除基準								
	ア 非課税要件① 生活保護	イ 非課税要件② 所得（級地別） 基本額	ウ 免除要件① 災害（死亡）	エ 免除要件① 災害（障がい）	オ 免除要件① 災害（経済被害） 被害額＋被害程度	カ 免除要件② 扶助（生保）	キ 免除要件③ 失業・廃業	ク 免除要件③ ﾊﾞｽｹｯﾄ=困難 （単に死亡）	ケ 免除要件③ ﾊﾞｽｹｯﾄ=困難 （死亡以外のもの）
名古屋市	生活扶助	35万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	△ 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助のみ	前年所得210万円以下（雇用保険受給又は所得激減の要件あり）	なし	前年所得が所得割が非課税となる額以下の者他、勤労学生、中国残留邦人、賦課期日後に障害者となった者（所得要件あり）
豊橋市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	合計所得210万円＋（扶養数×33万円）以下	市民税を納付することが著しく困難である相続人	勤労学生（学生及び生徒） 原子爆弾被爆者 中国残留邦人
岡崎市	生活扶助	32万円	△ 災害による死亡免除の規定はない。 通常の死亡減免で対応。	× 災害による障害免除の規定はない。	△ 前年所得750～1000万円あり	△ 葬祭扶助を含む（但し葬祭扶助のみの実績なし）	①前年の合計所得金額から扶養控除、配偶者控除後の額が210万円以下②今年の所得金額が前年所得金額の2分の1以下に減少する見込み③定年または自己都合以外の理由による失業等の、①～③全てを満たすこと	合計所得1,000万円以下	勤労学生（勤労学生控除を受けている者）であること
一宮市	生活扶助、医療扶助、教育扶助、住宅扶助又は介護扶助の受給者	32万円	○	△ 100分の90	△ ①500万円以下：100分の50 ②500万円超～750万円：100分の25 ③750万円超～1000万円：100分の12.5	○	150万円以下：所得割全額 150万超～300万円以下：所得割100分の80 ３００万円超～400万円以下：所得割100分の50	なし	勤労学生
瀬戸市	生活扶助	32万円	○	○	△ 総所得金額等が750万～1000万の要件あり	○	総所得金額等が250万以下かつ雇用保険受給又は前年の総所得金額等から2分の1以下に減少	賦課期日後の死亡	①所得税法に規定する勤労学生 ②障害者を夫に持つ妻の前年中における総所得金額等が135万以下 ③前年中における総所得金額等が250万以下の長期療養者
半田市	生活扶助	28万円	○	○	△ ①損害が10分の3以上の者につき、合計所得1000万円まで免除対象 ②損害が10分の5以上の者につき、合計所得金額が1000万円まで免除対象	○	①前年中の合計所得金額が210万円以下の者のうち、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額と比べて2分の1以下に減少する者 ②雇用保険（基本手当）の受給資格を有する者のうち、前年中の合計所得金額が210万円以下の者	賦課期日以後に死亡した者で、前年中における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が260万円以下である者	①勤労学生 ②長期療養を要する者で、前年中の合計所得金額が210万円以下の者で当該年中の合計所得金額が前年と比べて2分の1以下に減少する見込みの者
春日井市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750万円～1,000円もあり。	○	前年所得145万円以下で、見込額が前年比、２分の１以下 ※扶養親族がいる場合 142万円＋（扶養数＋１）×35万円以下	前年所得210万円以下＋扶養数×33万円以下	・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親 ・障害又は疾病等の事由により所得減少が認められる配偶者と生計を一にする者 ・長期療養により所得減少が認められる者 ・勤労学生 ・公益社団法人、公益財団法人、地縁団体等

資料2－1

議題２　森林環境税について（岡崎市・知立市提出）

市名	回答								
	質問1　2022.06.29国資料で想定の非課税・免除基準								
	ア 非課税要件① 生活保護	イ 非課税要件② 所得（級地別） 基本額	ウ 免除要件① 災害（死亡）	エ 免除要件① 災害（障がい）	オ 免除要件① 災害（経済被害） 被害額＋被害程度	カ 免除要件② 扶助（生保）	キ 免除要件③ 失業・廃業	ク 免除要件③ ﾊﾞｽｹｯﾄ=困難 （単に死亡）	ケ 免除要件③ ﾊﾞｽｹｯﾄ=困難 （死亡以外のもの）
豊　川　市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年中の合計所得金額750万円超～1000万円以下あり	○	具体的金額や式なし	規定なし	学生及び生徒
津　島　市	・生活扶助 ・教育扶助 ・住宅扶助 ・医療扶助 ・介護扶助	28万円	○	○	△　損害額が、損害額が10分の3以上10分の５未満又は10分５以上であるも者で前年中の合計所得が ①500万以下 ②500万～750万 ③750万～1,000万	△出産扶助及び生業扶助は対象外	前年合計所得210万円＋同一生計配偶者または扶養親族要（収入見込みが2分の１要件あり）	合計所得が210万以下	・勤労学生 ・中国残留邦人 ・長期療養者
碧　南　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 合計所得750万円を超える者にも減免規定あり	○	以下の条件を全て満たす者 ①合計所得500万円以下 ②扶養親族あり ③失業（定年退職、自己都合退職を除く）等により合計所得が2分の1以下に減少すると見込まれる	合計所得500万円以下	勤労学生（学生及び生徒）
刈　谷　市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり、 すべての所得要件において、10分の3以上の被害を受けた者が対象	○	合計所得金額が300万円と法第314条の２第２項第１号に定める金額（基礎控除）にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額との合計金額以下で、かつ、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額の２分の１以下に減少すると認められる者	合計所得金額が135万円（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合は、32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額と189,000円との合計金額を加算した額）以下	勤労学生（学生及び生徒）
豊　田　市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	所得減少（今年度から失業者限定による減免事由は削除しました） ・基準額　　１３５万円＋配偶者控除額＋扶養控除額＋（年少扶養の人数×３３万円）＋（同居特別障がいの数×２３万円）以下であること 更に ・所得が前年比４分の３以下になること	前年中の所得が、左記基準額３倍以下の者	中国在留邦人 勤労学生 傷病
安　城　市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	合計所得500万円以下（扶養要件、収入減の要件、解雇・疾病等の要件あり）	合計所得500万円以下	勤労学生（学生及び生徒）
西　尾　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○ 対象は生活扶助のみ	前年中の所得金額が基準額以下で、当該年中の所得金額が前年中の所得金額の２分の１以下に減少すると認められる者 ※基準額：135万円に配偶者控除額、扶養控除額及び33万円に16歳未満の扶養親族を乗じた額を加算した額	基準額の２倍以下 ※基準額：135万円に配偶者控除額、扶養控除額及び33万円に16歳未満の扶養親族を乗じた額を加算した額	勤労学生（所得税法第２条第１項第３２号に規定する勤労学生に該当する者）
蒲　郡　市	生活保護法の規定による保護	28万円	○	△ 9割減免	△ 750万を超え1000万円以下の区分あり、各区分で減免割合が異なる	○	税額を免除する規定なし（雇用保険の受給資格を有し、前年中の合計所得210万円以下で当該年中の所得が2分の1以下になると認められるものは減額規程あり）	減免規程なし	減免規程なし（長期療養や勤労学生については減額規程あり）

資料2−1

議題２　森林環境税について（岡崎市・知立市提出）

市名	回答								
	質問1　2022.06.29国資料で想定の非課税・免除基準								
	ア 非課税要件① 生活保護	イ 非課税要件② 所得（級地別） 基本額	ウ 免除要件① 災害（死亡）	エ 免除要件① 災害（障がい）	オ 免除要件① 災害（経済被害） 被害額＋被害程度	カ 免除要件② 扶助（生保）	キ 免除要件③ 失業・廃業	ク 免除要件③ ﾊﾞｽｹｯﾄ=困難 （単に死亡）	ケ 免除要件③ ﾊﾞｽｹｯﾄ=困難 （死亡以外のもの）
犬　山　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 前年所得750万円～1000万円あり 被災した財産を「自己の所有する財産について生じた損害」としており、住宅又は家財に限っていない	○	前年中総所得金額210万円以下で①当該年中の同見込額が１／２以下の者 もしくは、②雇用保険法の規定により基本手当の受給資格を有する者 もしくは、③長期療養を要する者	総所得金額２１０万円以下	勤労学生
常　滑　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 損害割合10分の3以上10分の5未満の場合、前年中の合計所得金額が500万円超あり。 損害割合10分の5以上の場合、前年中の合計所得金額が750超1,000万円以下あり。	○	長期療養、雇用保険受給又は所得減の者のうち前年中における合計所得金額が210万円以下の者。 所得減の者のうち前年中における合計所得金額が210万円超310万円以下の者。	前年中における合計所得金額が210万円以下の者	未定
江　南　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	総所得金額等が310万円以下（雇用保険受給又は収入激減の要件あり）	総所得金額等が260万円以下＋扶養数	勤労学生、長期療養を要する者
小　牧　市	生活扶助	28万円	○	△ 減免額90/100	△ 前年所得750～1000万円あり 減免額（①損害金額3割以上5割未満、②損害金額5割以上） 前年所得～500万円（①50/100） 前年所得500～750万円（①25/100、②50/100） 前年所得750～1000万円（①12.5/100、②25/100）	△ 保護法以外の扶助を受ける場合で特に納税の資力が乏しいと認める者（減免額70/100）（保護法の記載も有り）	前年中総所得金額等210万円以下及び該当年中総所得金額等見込2分の1以下（雇用保険受給の要件も有り） 減免額 見込額～52万5千円（50/100） 見込額52万5千円～105万円（30/100） 雇用保険（50/100）	前年中総所得金額等210万円+(33万円×控除対象配偶者及び扶養親族の数)以下	勤労学生 長期療養（減免額105万～210万円（50/100））
稲　沢　市	生活扶助	28万円	△天災その他特別な事情がある者	△天災その他特別な事情がある者	△天災その他特別な事情がある者	○	総所得金額等210万円以下	総所得金額等410万円以下	長期療養を要する者（現に継続して６か月以上療養を要すると思われる者）のうち110万円以下
新　城　市	生活扶助	28万円	○	○	前年合計所得750万～1000万円あり	○	当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者		学生及び生徒

資料2－1

議題２　森林環境税について（岡崎市・知立市提出）

市名	回答								
	質問1　2022.06.29国資料で想定の非課税・免除基準								
	ア 非課税要件① 生活保護	イ 非課税要件② 所得（級地別） 基本額	ウ 免除要件① 災害（死亡）	エ 免除要件① 災害（障がい）	オ 免除要件① 災害（経済被害） 被害額＋被害程度	カ 免除要件② 扶助（生保）	キ 免除要件③ 失業・廃業	ク 免除要件③ ﾊﾞｽｹｯﾄ=困難 （単に死亡）	ケ 免除要件③ ﾊﾞｽｹｯﾄ=困難 （死亡以外のもの）
東　海　市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1,000万円あり	○	総所得金額等210万円以下（雇用保険受給の要件あり）	総所得金額等210万円以下	所得2分の1 勤労学生
大　府　市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	生活扶助がある場合に減免	・雇用保険の基本手当受給者で前年合計所得210万円以下 ・前年合計所得から1/2になる方で前年所得210万円以下	前年合計所得210万円以下	・長期療養者で前年合計所得210万円以下 ・勤労学生（地方税法（昭和25年法律第226号以下「法」という。）第314条の２第１項第９号）
知　多　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	合計所得金額210万円以下	合計所得金額260万円以下	勤労学生（学生及び生徒）
知　立　市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	合計所得300万円以下＋扶養数（雇用保険受給又は収入激減の要件あり）	合計所得500万円以下	勤労学生（学生及び生徒）
尾 張 旭 市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	合計所得70万円以下＋雇用保険支給を受けている期間内の納期に係る納付額の全部	合計所得の制限無し ※ 減免額は最大５万円まで	・中国残留邦人 ・長期療養者 ・未成年者 ・障がい者 ・寡婦・ひとり親 ・勤労学生 ・障害者又は疾病等の理由により市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻
高　浜　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	合計所得500万円以下（世帯員にかかる市民税所得割の合計額12万円以下）	合計所得500万円以下	勤労学生（学生及び生徒）
岩　倉　市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	前年中の総所得金額が210万円以下（雇用保険受給、収入減少理由に要件あり）	前年中の総所得金額が210万円以下+扶養数（相続人の合計所得金額要件あり）	・障害者等で前年中の総所得金額が140万円以下 ・障害者等の配偶者で前年中の総所得金額が140万円以下 ・勤労学生 ・長期療養者で前年中の総所得金額が210万円以下
豊　明　市	生活扶助	32万円	○	○	△ 510万円から対象 前年所得760～1010万円あり	○	合計所得210万円以下（雇用保険受給中） （長期療養者） （前年所得２分の１は、扶養の人数加味）	合計所得210万円以下	勤労学生（学生及び生徒
日　進　市	生活扶助	32万円	○	△ 障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）のうち直接災害により特別障害者となった者	△ 前年所得750～1000万円あり	○	前年中合計所得210万円以下＋当該年中の合計所得金額見込みが70万円以下	前年中合計所得が210万円以下	勤労学生
田　原　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 前年所得７５０万円超あり	○	所得が皆無又はこれに準ずる	無し	学生及び生徒 中国残留邦人等及び特定配偶者

資料2－1

議題２　森林環境税について（岡崎市・知立市提出）

市名	回答								
	質問1　2022.06.29国資料で想定の非課税・免除基準								
	ア 非課税要件① 生活保護	イ 非課税要件② 所得（級地別） 基本額	ウ 免除要件① 災害（死亡）	エ 免除要件① 災害（障がい）	オ 免除要件① 災害（経済被害） 被害額＋被害程度	カ 免除要件② 扶助（生保）	キ 免除要件③ 失業・廃業	ク 免除要件③ ﾊﾞｽｹｯﾄ=困難 （単に死亡）	ケ 免除要件③ ﾊﾞｽｹｯﾄ=困難 （死亡以外のもの）
愛　西　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	前年所得160万円又は190万円以下	前年所得190万円以下	勤労学生等
清　須　市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	前年中における総所得金額が210万円以下 （雇用保険受給又は収入激減の要件あり）		勤労学生（学生及び生徒）
北名古屋市	生活扶助	32万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	雇用保険を受給しており、前年中の総所得金額等が210万円以下		6月以上の長期療養を要する者 （前年210万円以下） 勤労学生である者
弥　富　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	○	合計所得210万円以下＋扶養数	合計所得500万円以下	勤労学生（学生及び生徒）
みよし市	生活扶助	28万円	○	△ 減免割合90％	△ 前年所得750万円を超えるものあり 減免割合12.5～100％	○	総所得金額及び山林所得金額の合計額135万円以下+配偶者及び扶養控除額 減免割合50％	総所得金額及び山林所得金額の合計額500万円以下	賦課期日現在において勤労学生（学生及び生徒） 前年中における所得金額が75万円以下であり、かつ給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生
あ　ま　市	生活扶助	28万円	○	○	△ 前年所得750～1000万円あり	△ 生活扶助 医療扶助 教育扶助 住宅扶助のみ 対象	雇用保険受給 所得210万以下で扶養親族を有する 所得減少 所得210万以下で今年中所得が2分の1以下	合計所得210万円以下	勤労学生（学生及び生徒） 長期療養（所得140万円以下）
長久手市	生活扶助	28万円	○	○	△ 前年所得750万円～1,000万円あり	○	収入激減 合計所得270万円以下 雇用保険 合計所得135万円以下	合計所得135万円以下	勤労学生